２０２６年１１月吉日

お客様　各位

サラヤ株式会社
東京サラヤ株式会社
メディカル事業本部

「がん原性物質」に関する告示について

拝啓

貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則第５７７条の２第５項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）の一部を改正する告示（令和７年厚生労働省告示第２５号）が令和７年２月１９日に発出され、令和９年４月１日から適用することとされました。

つきましては、本件に関する弊社見解を以下に記します。

敬具

－　記　－

今回、がん原性物質へ追加対象となった成分のうち、ニトリロ三酢酸のナトリウム塩（ＮＴＡ系物質）は、長年キレート剤として広く使用されており、弊社においても有用な成分の一つとして使用してまいりました。

しかしながら今回の告示を受け、順次代替成分への切り替え及び代替製品のご案内を進めてまいることをご報告いたします。

なお、当事業部よりご提供する製品においてＮＴＡ系物質を使用しており、現時点で上記の対象となる製品を以下に示します。

【対象製品及び今後の対応】

・中性洗剤　クリーンモア　…　施行までに代替成分へ切り替え
　※「クリーンモア コンク」は対象外となります。
・業務用食器洗浄機用洗剤　ひまわり洗剤ソリッド　…　代替製品のご案内
　※ひまわり洗剤ソリッドの切り替えに関しては、別途担当営業からご案内させていただきます。

引き続き、製品の安全性と品質に充分配慮してまいりますので、今後も変わらぬご愛顧をよろしくお願い申し上げます。

以上